

愛知県カスタマーハラスメント防止条例検討会議設置要綱

(設置の目的)

第1 本県のカスタマーハラスメント防止に関する条例の制定等に向けて検討するため、愛知県カスタマーハラスメント防止条例検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会議は、次の事項について検討を行う。

- 1 カスタマーハラスメント防止に関する条例及び条例の運用のために必要な指針等に関すること
- 2 その他、検討会議の目的達成のために必要な事項に関すること

(組織)

第3 検討会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。なお、労働局長はオブザーバーを置くことができる。

- 2 労働局長が必要であると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を検討会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(座長)

第4 検討会議に座長をおき、労働局長が指名する。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、労働局長が指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5 検討会議は、労働局長が招集する。

- 2 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討を行う場合又は検討会議を公開することにより適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、座長が検討会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
- 3 傍聴の手続、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6 検討会議の事務局は、愛知県労働局労働福祉課内に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

愛知県カスタマーハラスメント防止条例検討会議 委員名簿

区分	所 属 等	役 職 等	備 考
経 済 団 体	愛知県経営者協会	専務理事	
	愛知県商工会議所連合会	名古屋商工会議所 企画部長	
	愛知県商工会連合会	専務理事	
	愛知県商店街振興組合連合 会	専務理事兼事務局長	
	愛知県中小企業団体中央会	専務理事	
労 働 団 体	日本労働組合総連合会	事務局長	
	愛知県連合会	副会長（UAゼンセン）	
消 費 者 団 体	愛知消費者協会	会長	
有 識 者	名古屋大学	教授 深澤龍一郎	座長
	南山大学	教授 緒方桂子	
	弁護士	富田隆司	
行 政	名古屋市	総務局職員部長	
	大府市	企画政策部長	

(敬称略)